

# 和歌山下津港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成23年2月

和歌山下津港港湾管理者  
和 歌 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年2月 和歌山県地方港湾審議会  
(海南地区の土地造成及び土地利用計画の変更)
- ・平成11年6月 和歌山県地方港湾審議会  
(本港沖地区の埋立及び水域施設の変更)
- ・平成11年7月 港湾審議会第169回計画部会
- ・平成12年5月 和歌山県地方港湾審議会  
(内港地区の小型船だまり計画の変更)
- ・平成17年3月 和歌山県地方港湾審議会  
(内港地区の小型船だまり計画の追加)
- ・平成18年3月 和歌山県地方港湾審議会  
(沖山地区の危険物取扱施設計画の変更)
- ・平成21年2月 和歌山県地方港湾審議会  
(小型船だまり計画の追加)

の議を経た和歌山下津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
1 その他重要事項の計画	2

## 変 更 理 由

東南海・南海地震等による津波災害から背後地域を防護することを目的に、海岸保全施設整備事業により和歌浦・海南港区に設置される津波防波堤について、港湾及び港湾に隣接する地域に重要な関わりを有するため、港湾及び港湾に隣接する地域の保全計画に位置付ける。

## 1 その他重要事項の計画

### 港湾及び港湾に隣接する地域の保全計画（追加）

港湾及び港湾に隣接する区域を地震による津波災害から守るため、和歌浦・海南港区船尾地区等において海岸保全基本計画に計画されている津波防波堤を次のとおり位置付ける。

#### [津波防波堤計画]

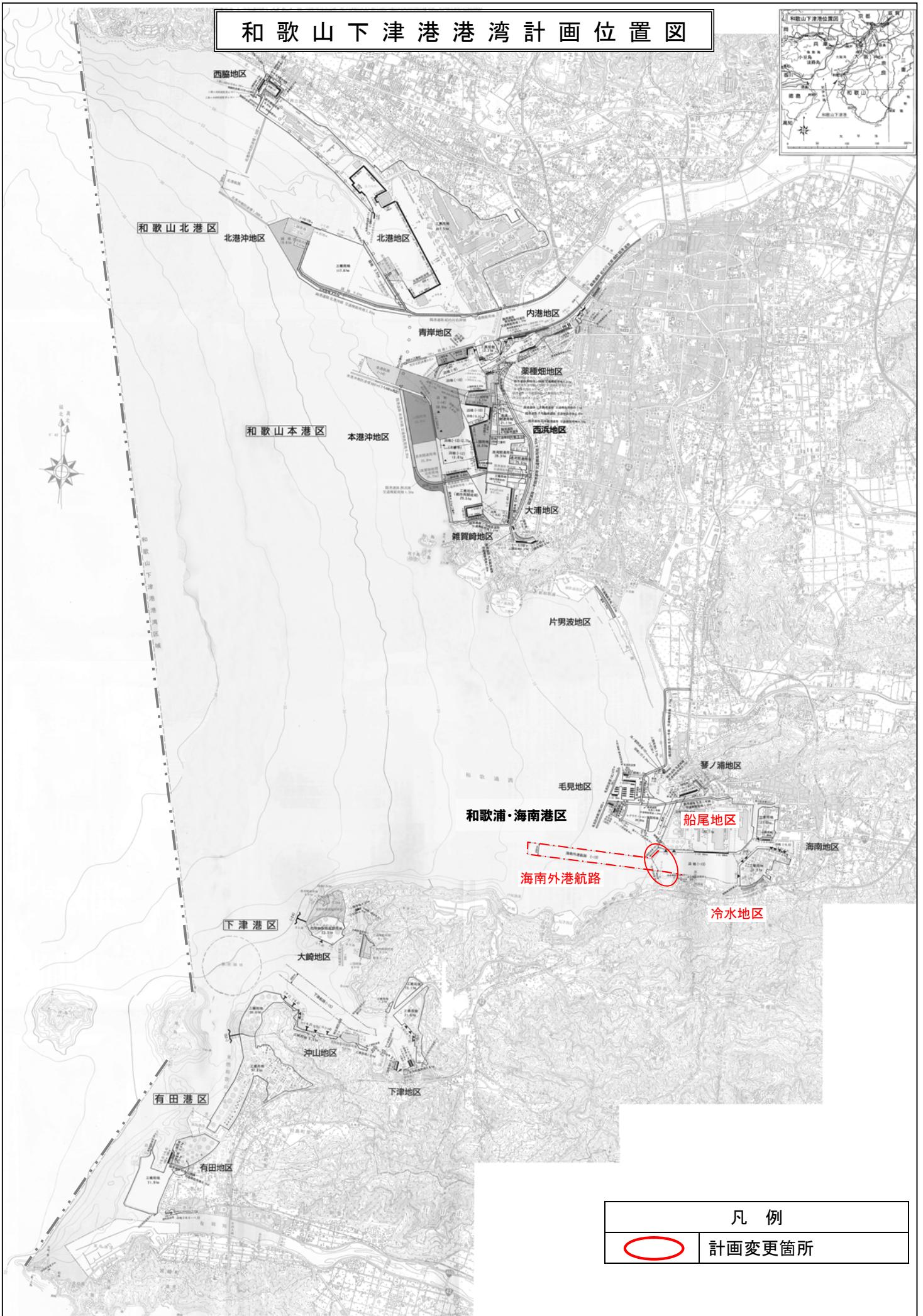
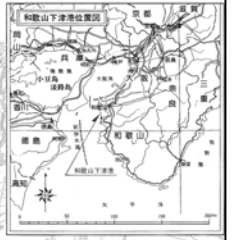
船尾地区	船尾津波防波堤	延長	50m	[新規計画]
------	---------	----	-----	--------

冷水地区	冷水津波防波堤	延長	40m	[新規計画]
------	---------	----	-----	--------

海南外港航路	可動式防波堤	延長	230m	[新規計画]
--------	--------	----	------	--------

（通常時天端：海面下-13.0m、異常時天端：海面上+7.5m）

# 和歌山下津港港湾計画位置图



凡例	
	計画変更箇所



# 和歌山下津港港湾計画図

(S=1:2000)

